

ご意見

処理計画の対象として自然災害だけでなく、災害対策基本法が規定する災害（廃棄物が発生しない災害は除く）として、対象を広くするよう検討していただきたい。

大規模な火災等発生した場合、発生原因者に廃棄物処理を請求するだけでは廃棄物を片付けられない場合があるのではないかと考えます。

ご意見に対する検討結果

地方自治体が策定する災害廃棄物処理計画は、環境省の定める災害廃棄物対策基本指針に基づき策定することとされており、この指針において、災害廃棄物とは「自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの」と規定されていることから、自然災害以外の火災等から排出される廃棄物の処理については対象としておりません。

なお、自然災害以外の大規模火災等により大量の廃棄物が発生した場合には、当該計画を準用して対応することも検討してまいります。